大津市熱心まちづくり出前講座実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、市民等で構成される団体（以下「団体」という。）からの要請に基づき、講師が出向き、大津市熱心まちづくり出前講座（以下「出前講座」という。）を行い、学習機会の充実及び意識啓発を図り、もって生涯学習によるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（講師）

第２条　本要綱に基づき出前講座を行う団体等は、次のとおりとする。

（１）大津市（大津市が委託・連携等している機関も含む。）

（２）大津市以外の他の公共団体（公共的団体は含まない。）

（３）企業（支社等の単位によるものも含む。）

（４）特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人

（５）前各号に掲げるもののほか、生涯学習に係る活動を行っている個人及び団体

（講座の登録）

第３条　前条各号に掲げる者で第６条第１項に掲げる団体の申込に対して出前講座を提供しようとするものは、大津市熱心まちづくり出前講座登録申請書（様式第１号。以下「登録申請書」という。）を市長に提出し、その登録を受けなければならない。

２　前項の申請をしようとする者が、前条第３号又は第５号に掲げる者に該当するときは、登録申請書とともに、誓約書（様式第２号の１及び様式第２号の２）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が相当と認めた者は、この限りでない。

３　市長は、必要があると認めるときは、第１項の登録申請を行った者に対し、次に掲げる資料の提出を求めることができる。

（１）所属する法人その他団体等の設置目的、事業内容、代表者、所在地、構成員等当該団体の基本的な情報が記載されている規約、役員名簿等

（２）所属する法人その他団体等のこれまでの活動の実績が記載された資料等

（３）その他市長が必要と認める資料

４　市長は、第１項の登録を行った場合は、当該登録を受けた者（以下「登録団体等」という。）にその旨を通知するものとする。

５　前項の通知を受けた者は、その登録内容に変更が生じたとき、大津市熱心まちづくり出前講座登録変更・取消届（様式第３号。以下「登録変更・取消届」という。）を市長に提出しなければならない。

（登録の基準）

第４条　登録団体等は、自己又は自社若しくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）暴力団員（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を

もって、暴力団又は暴力団員を利用している者

（４）暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者

（５）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（６）第１号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用する等している者

（７）第２号から前号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体

２　前条第２項の規定による登録は、次に掲げる基準に適合するものについて行うものとする。

（１）地域等において行う生涯学習に係る活動を支援する内容として適切であること。

（２）大津市内での開催が可能なものであること。（ただし、開催場所を指定しているものを除く。）

（３）学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３９条に規定する保育所及び同法第５９条の２に規定する施設において、授業、学校行事等として実施することを前提とするものでないこと。

（４）講座の講師料及び旅費は、無料とすること。ただし、材料費等の実費を徴収することがある。

（５）営利を目的とするものでないこと。

（６）特定の政治団体の政治活動に関するものでないこと。

（７）特定の宗教団体の宗教活動に関するものでないこと。

（８）前項各号に規定するものに該当する又は利するものでないこと。

（９）特定の団体の活動に勧誘するものでないこと。

(10) 公共の福祉に反するものでないこと。

(11) その他法令、規則等に違反するものでないこと。

３　前項の規定にかかわらず、前条第３項に規定する資料の提出を行わなかった場合、出前講座を登録する目的が生涯学習に係る活動の支援でないと認められる場合その他出前講座を登録するのに適当でないと市長が認める場合は、市長は当該講座の登録を行わないことができる。

４　第２項第５号に規定する「営利を目的とするもの」には、当該講座等を通じて特定の物品の購入を勧誘することを含むものとする。

（登録の取消）

第５条　市長は、登録団体等が前条第１項各号に掲げる団体であることが判明した場合、登録団体等が前条第２項の基準を満たすことができなくなった場合又は登録団体等から登録変更・取消届が提出された場合は、登録を取り消すものとする。

２　市長は、登録団体等に社会的な信用失墜行為があった場合には、その登録を取り消すことができる。

（出前講座の提供）

第６条　出前講座は、次に掲げる市内に在住、在勤又は在学の１０名以上のもので構成される団体からの申込に基づき、当該団体が主催する行事等において、登録団体等が提供をするものとする。

（１）地方自治法第２６０条の２第１項に規定する地縁による団体
（２）特定非営利活動促進法第２条第２項に規定する特定非営利活動法人
（３）社会教育法（昭和２４年法律第２０７号）第１０条に規定する社会教育関係団体
（４）その他前各号の団体に類する団体
２　前項各号に掲げる団体は、自己又は自社若しくは自社の役員等が、第４条第１項各号のいずれにも該当しないものでなければならない。出前講座の提供を受けようとする行事等を申込団体と共催する団体その他の当該行事等の開催に密接に関わる団体についても同様とする。
３　第１項各号に掲げる団体が、その主催する行事等において、出前講座の提供を受けようとするときは、講座を受講しようとする日の３か月前から３週間前までの間に、大津市熱心まちづくり出前講座受講申込書（様式第４号）を市長に提出するものとする。
４　市長は、前項による申込みがあったときは、当該担当課又は登録団体等と日程等調整のうえ速やかな受託の可否を決定し大津市熱心まちづくり出前講座（受託・不受託）通知書（様式第５号）により団体に通知するものとする。
５　前項により講座の受託の決定を受けた団体は、講座の内容、開催日時、場所、その他申込事項を変更しようとするとき、又は講座を中止しようとするときは、速やかに大津市熱心まちづくり出前講座変更・取消届出書（様式第６号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
６　講座の開催時間は、原則として月曜日から金曜日の午前９時から午後９時までの２時間以内とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日及び１２月２９日から翌年の１月３日までの日を除くものとする。
７　講座に関する総括及び受付事務は、教育委員会事務局生涯学習課が行い、派遣講師及び講座に係る事務は、それぞれ担当課及び登録団体等が責任をもって行うものとする。また、その会場については、団体の責任において確保するものとする。
８　講座を行った担当課又は登録団体等は、講座を終了したとき、その旨を報告するものとする。

（出前講座の提供基準）

第７条　出前講座を申し込む団体（以下「申込団体」という。）が出前講座の提供を受けようとする行事等は、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。
（１）申込団体その他の当該行事等の開催に密接に関わる団体が第４条第１項各号のいずれかに該当するものである行事等
（２）第４条第１項各号に掲げる団体を利する行事等
（３）政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるもの
（４）公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるもの
（５）講座の目的に反すると認められるもの
２　市長は、申込団体が、出前講座の提供を受けようとする行事等が前項各号に該当するものであることを隠して当該出前講座の提供を受けようとした場合若しくは受けた場合は、その後の当該申込団体からの出前講座の提供を受けたい旨の申出及び申込を拒否することができる。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成１０年１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。ただし、改正後の大津市熱心まちづくり出前講座実施要綱第３条に規定する講座の登録等その他の必要な行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年３月３１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

３　この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年１１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

３　この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。